

令和5年1月10日

保護者のみなさま

松原市教育委員会
松原市立松原第六中学校
校長 平井 義弘

1月10日以降の新型コロナウイルス感染症対策について(お知らせ)

平素より本市及び本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、令和5年1月5日に、大阪府教育庁「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル(市町村立学校園版)」が改訂されました。

つきましては、本市各校園の学校教育活動について、以下のとおり確認させていただきます。

各ご家庭におかれましても、感染予防ならびに感染防止対策にご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

※なお、今後新たな知見が得られた場合には、随時見直しを行うことがありますのでご了承ください。

記

1. 給食等指導について

- 適切な換気の確保を前提に、喫食場面では自然な会話程度を行うことは可能となります。
(当面は、座席については、向き合わないこととします。)

2. マスクの着脱について

- 長引くマスク着用による影響の指摘もあることから、活動場所や活動場面に応じたメリハリのある着脱が重要であり、マスクの着用が不要な場面では、積極的にマスクを外すように指導します。各ご家庭におかれましても、適切なマスクの着脱を促していただきますようお願い申し上げます。
- マスクの着用については、健康上の理由だけでなくさまざまな事情により着用しない、着用できない、または、外すことに抵抗を感じている児童生徒がおります。マスクの着用の有無が偏見やいじめにつながらないよう配慮するとともに、適切な指導に努めてまいります。
(以下のような場面ではマスクの着用は不要となります)

【屋外】	原則マスクの着用は不要。 (会話する際に十分な身体的距離が確保できない場合にはマスク着用について推奨します。)
【屋内】	十分な換気のもと、人との距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合は、原則マスクの着用は不要。 (会話する際に十分な身体的距離が確保できない場合、または換気が困難な場合にはマスク着用について推奨します。)

3. 卒業式、入学式について

- 基本的な感染防止対策を講じた上で実施します。来校される保護者の人数の制限は行いません。
- 詳細は後日、学校からお知らせします。